

小山市立小山城東小学校 いじめ防止基本方針

(2019年度改訂)

I 方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたことを重く受け止め、いじめを防止し、早期に発見し、適切に解決に導いていける学校の指導体制を一層強化するとともに、学校のみならず保護者や地域社会、関係機関等が一体となって、いじめの問題に対処できる体制づくりを推進していくことが重要である。(小山市いじめ防止基本方針より)

そのため、本校では、児童一人一人にいじめをしない、させない、許さない心を育ていけるよう「小山城東小学校いじめ防止基本方針」を策定し、取組の一層の充実を図っていくものである。

(1) いじめ防止基本方針策定の目的

平成25年6月28日公布、9月28日施行の「いじめ防止対策推進法」第13条に基づき、小山城東小学校として、いじめ防止、いじめ早期発見、いじめが起きた場合の対応などについてどのように取り組むかの方針を定め、その方針を実行することで本校児童をいじめから守り、充実した学校生活を送れるようにすることを目的とする。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめに対する本校の3つの基本方針

(1) いじめをしない、させない、見逃さない基盤づくりに全力で取り組む

教職員のいじめに対する認識と危機意識を高め、児童を取り巻く環境をいじめの起きない環境へと作り上げる。

(2) 授業を中心として教育活動に全力で取り組む

授業において、心を育て、いじめの起きない共感的な人間関係を作る。

(3) 家庭・地域の共育力を高め、同一歩調でいじめ対策に全力で取り組む

学校の取り組みを伝えながら、家庭・地域との組織的な連携・協働体制を構築する。

II 取り組み

1 未然防止 『いじめ対策アクションプラン』(別紙)を軸に

<p>基盤づくり</p> <p>(1) 教職員一人一人が高い危機意識をもつ ア いじめはどの学校どの子にもおこることの認識 イ いじめ対策研修の実施</p>	<p>校長だより等を通し、いじめに対する高い意識の継続を図る。また、教職員対象のチェックリストを活用し、常時意識を保持できるようにしたり、危機管理マニュアルの確認をしたりして、全職員が同じ意識で対応できるようにする。</p> <p>学級活動・学級経営研修の伝達から共有化を図り、居心地のよい学級づくりに役立てたり、hyper-QU等に関する校内研修を実施して学級の状態を把握したりして、学級経営に活かす。また、絹地区人権研修会により、教職員の人権感覚の向上を図る。</p>
<p>(2) 高め合う集団づくり(学業指導・小中一貫教育研究)を意識し、良好な人間関係を構築する ア 居心地のよい学級(自己有用感・教育相談・Q Uの活用他) イ 学級のルールを確立 ウ 教室環境整備</p>	<p>「学業指導の充実に向けて」の読み合わせの研修をする。そして、年度初めに学級のルール(学習・生活等)を確立し、児童の規範意識を醸成する。また、いじめの「ある・ないアンケート」を定期的実施し、実態把握、情報収集に努めたり、教育相談(学期1回の週間)で児童の悩みを把握したりする。そして、丁寧な児童の日常観察を行う。(「朝の健康観察」「休み時間」「給食時」の児童観察、持ち物に落書き、掲示物にいたずら、提出物忘れ等の周辺観察 等)教室環境には常に気を配り、心を育てる掲示物に心がける。(一つの乱れが学級の乱れにならないように)</p>
<p>(3) 全校体制で迅速に対応し、いじめは許さない学校づくりに努める。 ア 「報告」「連絡」「相談」「確認」の徹底 イ いじめ問題の「見える化」 ウ 組織で対応</p>	<p>大規模校だからこそ「報連相確」を意識する。(何人かの話合いで動かないようにする)いじめの問題をはじめ児童の実態については、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。問題が起きた場合は「いじめ対策委員会」を中心として、全職員でいじめの防止と早期発見・早期対応を行う。</p>
<p>授業づくり</p> <p>(1) 「ほめて伸ばす小山の授業」を推進する ア 個性や能力に合わせた活躍の場の設定 イ 児童の意欲を高め、自信をもたせる言葉かけ</p> <p>(2) 「学業指導」を意識する ア 自信をもたせる授業 イ 共感的人間関係をつくる授業</p>	<p>誰もが活躍できる授業の工夫をする。指導者は発言が偏らないように意図的な指名をする。また、児童のどのような発言でもよいところを見つけ、認める。授業では、毎時間「ねらい」の提示と「振り返り」の時間の設定をし、分かったという実感がもてるようにする。</p> <p>教師自ら受容的な雰囲気をつくり、話し方、聞き方を示し安心感をもたせる。一つの発言から児童同士をつなぐ展開を工夫したり、意図的に声をかけ児童にあった具体的な手立て(個別・繰り返し・発展)を工夫し</p>

ウ 児童の実態に配慮した授業	たりする。また、話合いの場面の意図的な設定をする。
(3) 心を育てる教育と中心となる道徳教育を推進する ア 道徳の時間の確実な実施と心に響く授業 イ 教育活動全体での道徳教育 ウ 行事で「育てる心」の意識化	1時間ごとの授業内容を「心のつぶやき」に掲示し、振り返りに活用したり、各教育活動の年計に道徳教育との関連を入れ、意識できるようにする。また、特に大きな行事では「3つの心」に関連した「育てる心」を設定し、事前、事中、事後の指導を行う。
(4) 教師自身の授業力向上を目指す ア 1時間1時間の授業時間の充実 イ 一人一授業の公開 ウ 小中一貫教育、幼小連携における研修の充実 エ 授業力の向上のための研修参加	教師自ら45分をしっかりと指導する意識を高める。また、小中一貫、訪問等における研究授業の分担をして研修する。小中一貫研究においては、学力向上に向けた教科部会での研修と報告をし、共有する。特に道徳の研修においては、他校の授業研へ全員参加し、指導力向上に生かす。
共育力づくり	学校だよりや学年だよりで未然防止、早期発見に関する協力依頼をする。また、家庭学習、生活習慣等、家庭での子どもの見守りについて、評議員から意見をいただき、家庭、地域へ学校だより等で啓発する。
(1) 保護者への啓発と情報提供を行う ア 子育ての当事者意識の育成 イ 家庭でのほめて伸ばす教育の啓発(学校だより、学年だより、懇談会等)	
(2) 関連機関との連携を行う ア 学区内小中学校や市の機関との連携による支援	定期的な校長会等で児童生徒等の状況について情報交換を図る。

- 2 早期発見…未然防止(『いじめ対策アクションプラン』)と関連しながら
日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- (1) 学年・学級経営、全教育活動の中で児童のささいな兆候を見逃さない。
- ア 児童と接する時間の確保
 - イ 態度・顔色・生気、言動の変化等に注意
 - ウ 教科等の提出物への取組状況、成績の大きな変化に着目
 - エ 学習用具、準備物忘れ、紛失、新品購入、落書きには要注意
 - オ 休み時間等の過ごし方(友人関係の変化、グループの固定化、一人ぼっち等)
 - カ 日記、連絡帳等の記載事項
- (2) 保護者との連携を密にし、何気ない会話の中から発見する。
- ア 学校だより、学年だより等での情報提供、協力依頼をする。
 - イ 出欠、早退、遅刻、その他こまめに連絡を取り合う中から変化を見つけ、必要に応じて教育相談を行う。

ウ 日頃から、児童のよいところや気になるところ等、学校の様子について連絡し、信頼関係を築いておく

エ 学級・学年懇談会の中から発見する。

(3) 地域との積極的な交流の中から情報を得る。

ア P T A本部役員、各専門委員会委員、学級委員さんとの連携

イ 近隣の学校、子ども会育成会、公民館等との連携

ウ 警察署、福良駐在所、民生委員、補導員、交通指導員、各種ボランティア等との連携

3 早期解決・事後指導と対応の流れ

早期解決に向けて

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

(1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。

ア 小山城東小学校「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有化する。

イ 事実確認を行い、関係児童とその保護者及び、学級集団へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。

ウ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の処置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

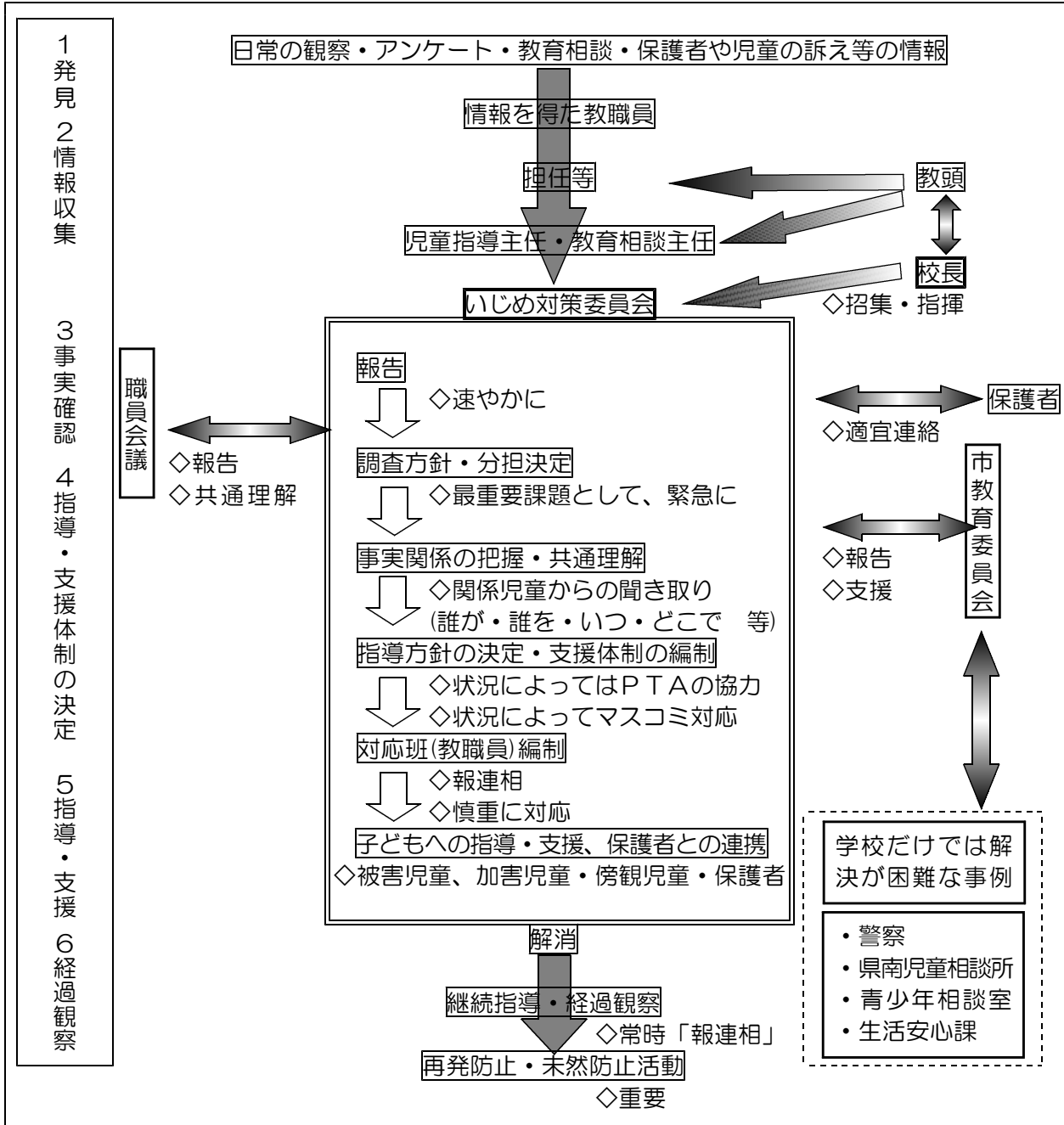
ア 小山市教育委員会

イ 小山警察署(福良駐在所)

ウ 県南児童相談所、青少年相談室、生活安心課 他

対応の流れ

- (1) いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- (2) 情報が入ってから方針決定に至るまでをその日のうちにすることを基本とする。ただし、十分検討し慎重に対応する。



担任として

「いじめはどの学級でも起こりうる可能性がある」との認識に立って対処する。

(1) いじめている子どもへ

ア 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、まず、いじめていることを止めさせる。

イ いじめられている子どもの気持ちに着目させ、いじめることが相手の気持ちを

どれだけ傷つけ、苦しめているか分からせる。

ウ いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図りながら教師との信頼関係をつくる。

エ 当番活動や係活動など、具体的な場でのよい活動を積極的に見つけほめる。

(2) いじめられている子どもへ

ア 全力でいじめから守ることを約束する。

イ いじめられた内容や、辛い思いなどを親身になって聞くとともに、いじめを解決する方法について一緒になって考える。

ウ 活動の場をつくり、認め励ますことによって、自信や存在感をもたせるようにする。

(3) 学級全員に対して

ア 見て見ぬふりをするのは、いじめを助長することになることを分からせる。

いじめを見つけたら、先生や友だちに知らせ、すぐに止めさせることを徹底する。

イ 友だちの言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さを分からせる。

ウ 一人一人がかけがいのない存在として尊重され、安心して生活する権利をもっていることを分からせ、あたたかい人間関係の構築に努める。

配慮事項

(1) 被害児童（家族）の心身の立ち直りが中心となる。

・加害者、学級、校内の他の児童、保護者及び地域の人々についても配慮していく。

(2) 児童の直接の指導は、担任、学年主任が行う。

・場合によっては、児童指導主任、教頭、校長も行う。保護者等には校長（教頭）が立ち会うことを原則とする。

(3) 指導は、広く目配りをし深く掘り下げて行う。また、徹底した指導、再発、潜行の絶無を記し、卒業まで見守る。（校内の全職員の日、全児童の日、保護者の日）

4 重大事態への対応

重大な事態が発生した場合は教育委員会に連絡し、連携をとって調査を行い、事態に対処するとともに、同種の事態の防止に努める。

一 いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(第28条)

(1) 教育委員会を通じて、速やかに市長へ重大事態の発生について報告する。

※発生に対しては速やかに報告し、今後の対応についての指導をいただく。

(2) 重大事態へ対応するための調査組織を速やかに設け、事実関係を明確にする。

※いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合や不可能な場合等、状況に応じ質問票調査や聞き取り調査を行うが、十分な配慮のもと行う。また、その後の継続的なケアを行う。

(3) 当該児童およびその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。

※事実関係、その他必要な情報を提供する責任を果たす。その方法については、十分に教育委員会と連携して行う。また、経過報告も行う。

(4) 調査結果を教育委員会に報告し、関係諸機関と再発防止に向けた対応策について協議する。

※常に教育委員会の指導のもと対応する。

Ⅲ 組織・年間指導計画

1 組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

(1) 組織名称 小山城東小学校いじめ対策委員会

(2) 構成員 校長 教頭 教務 児童指導主任 教育相談主任 当該児童担任
PTA会長 民生委員
※緊急時 養護教諭 特別支援コーディネーター

2 年間指導計画

月	項目	主な活動・指導内容
4	○児童観察・理解 ○学級づくり ○PTA総会	<ul style="list-style-type: none"> 引き継ぎ事項の確認 学級経営、児童方針、指導方法の決定 学校・学級の指導方針説明
5	○いじめ防止強調週間 ○QU調査	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止集会による児童の意識の向上 友だち関係や意識の調査
6	○教育相談週間 ○QU調査分析	<ul style="list-style-type: none"> 担任の個人面談による実態把握・指導 担任による学級の児童の分析・指導方針の見直し 配慮児童に対する共通理解、指導方針の検討・確認
7	○保護者面談 (夏季休業中)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの児童の実態把握・指導の連携
8	○研修会	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題の理解と対策について事例に基づいた研修
9	○夏休みの生活調査	<ul style="list-style-type: none"> 夏休みの児童の様子を把握 2学期スタートの児童観察
10	○教育相談週間	<ul style="list-style-type: none"> 担任の個人面談により実態把握・指導
11	○心を育てる週間 ○QU調査	<ul style="list-style-type: none"> 児童へのアンケート調査の実施 道徳授業公開 心を育てる小山城東小の教育の保護者説明会 友だち関係や意識の調査
12	○人権教育週間 ○QU調査分析	<ul style="list-style-type: none"> 人権集会による児童の意識の向上 担任による学級の児童の分析・指導方針の見直し 配慮児童に対する共通理解、指導方針の検討・確認
1	○冬休みの生活調査	<ul style="list-style-type: none"> 冬休みの児童の様子を把握 3学期スタートの児童観察
2	○教育相談週間	<ul style="list-style-type: none"> 担任の個人面談により実態把握・指導
3	○1年間の反省	<ul style="list-style-type: none"> 1年間の反省と今後の課題 引き継ぎ事項の徹底